

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 7 月30日提出
【計算期間】	第 7 期(自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)
【ファンド名】	フィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンド
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 トーマス・バルク
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 【投資信託証券(債券(一般))】	その他 ()	アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産(投資信託証券(債券(一般)))... 目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのもの）を通じて主として債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回... 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド... 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

- 本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）を主要な投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

(2) 【ファンドの沿革】

2003年6月27日 ファンドの受益証券の募集開始

2003年6月30日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

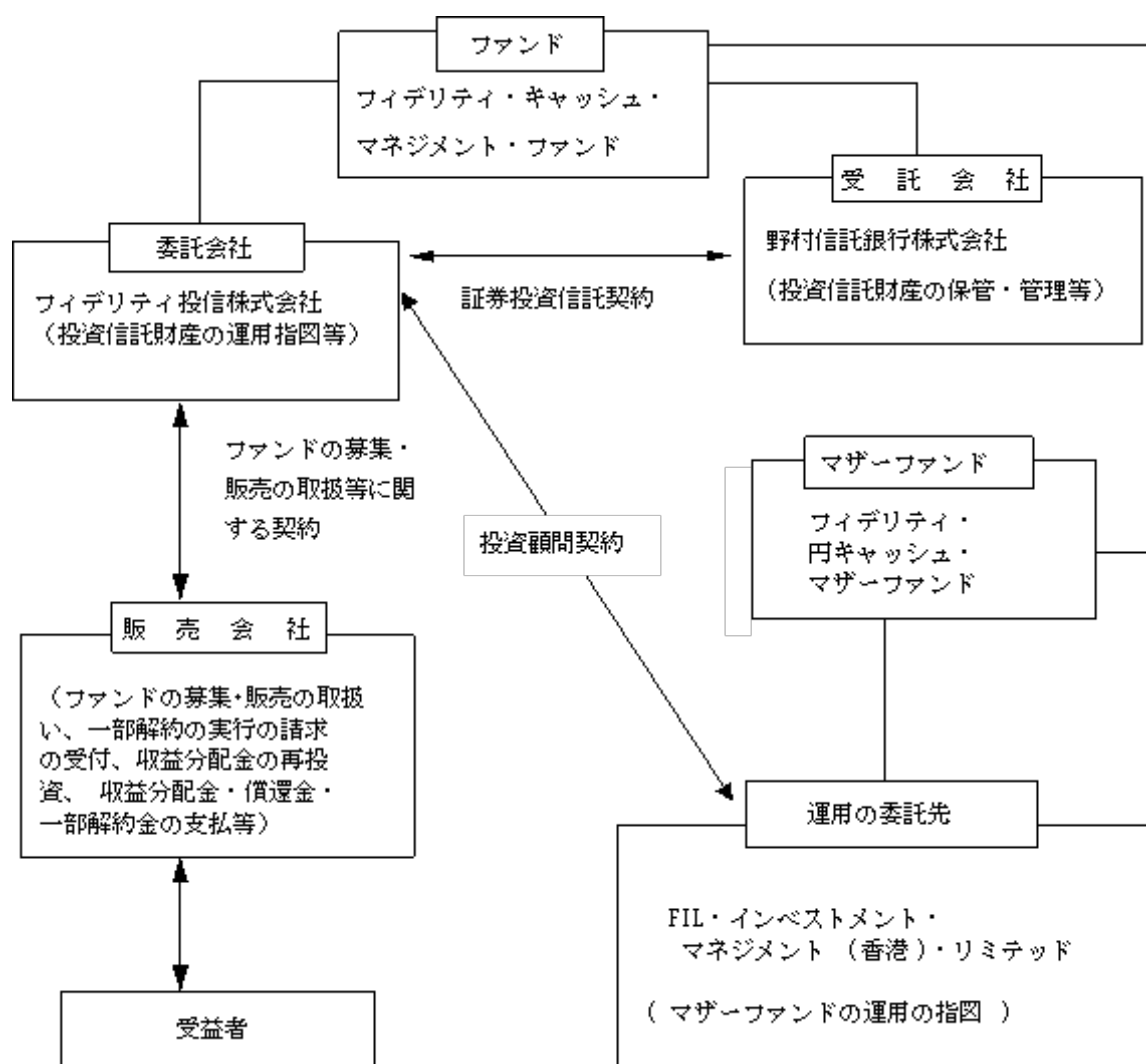
2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンド」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド（所在地：香港）

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。なお、コール・ローンを含む金融商品に関する運用の指図は、委託会社も行なうことができるものとします。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2010年5月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 2 月20日 投資顧問業の登録

同年 6 月10日 投資一任業務の認可取得

1995年 9 月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 9 月30日 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

(2010年 5 月末日現在)

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

(f) 委託会社の概要

- 委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。
 - FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）^{*1}は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティ^{*2}の投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。
- * 1 FMR Co.はFMR LLCの子会社です。
- * 2 FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資態度

- (a) ファンドは主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 実質外貨建資産^{*}については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- (c) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (d) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- (e) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことができます。
- (f) 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

^{*}「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

運用方針

本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）を主要な投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

運用にあたっては、上記の方針で臨みますが、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および運用方針を含みます。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「その他の投資対象」2. から6. に定めるものに限ります。）

3. 金銭債権
4. 約束手形
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
 2. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託法施行規則第22条第1項第1号イから八までに掲げるものに限り、）をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
 5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から7. までの証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。なお、公社債投資信託または公社債を主たる投資対象とする株式投資信託の受益証券に限るものとし、外国の者が発行する証券でこれらの受益証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）
 10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。なお、公社債を主たる投資対象とする投資証券または外国投資証券に限るものとし、以下同じ。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で15. の有価証券の性質を有するもの
- なお、6. および8. の証券または証書のうち6. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から5. までの証券および8. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9. の証券および10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。
2. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
3. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
7. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
8. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行なうことを指図することができます。
9. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

（３）【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

運用に際して

マザーファンドは、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。投資判断にあたっては、組入資産の信用力（クレジット）を最も重視し、金利水準の変化がポートフォリオへ与える影響を限定的なものとするため、組入資産の残存期間に留意します。また、流動性確保の観点から十分な分散投資を行なうことを基本とします。

信用リスクの低減：格付による制限

原則として取得時において、長期格付 A 格相当以上、または短期格付 A - 2 格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用力を有すると判断した公社債に投資を行ないます。

	長期債券格付		短期債券格付		
	S&P	Moody's	S&P	Moody's	
投資適格格付	AAA	Aaa	A-1	P-1	← ファンドの 投資対象
	AA	Aa	A-2	P-2	
	A	A	A-3	P-3	
	BBB	Baa			
投機的格付	BB	Ba	B	NP	
	B	B	C		
	CCC	Caa	D		
	CC	Ca			
	C	C			
	D				

金利変動リスクの低減：残存期間による制限

- 投資を行なう公社債の残存期間は、原則として１年以内とします（変動利付債については、次回利払日までの日数を残存期間とみなします。）。
 - 組入資産の平均残存日数は、原則として180日以内とします。
- 資金動向、市場環境などによっては、上記のような運用ができない場合もあります。

フィデリティの企業調査

- フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co. が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2010年3月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・ パシ フィック	総計
ポートフォリオ・ マネージャー	株式	106	61	16	23	206
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	25	8	0	2	35
アナリスト	株式	211	94	35	48	388
	ハイ・イールド債券	28	0	0	0	28
	投資適格債券	63	19	0	6	88
トレーダー	株式	39	13	0	15	67
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	29	8	0	4	41
合計		515	203	51	98	867
運用に関するコンプライアンス部門		48	9	4	12	73

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

フィデリティの運用哲学

- 株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

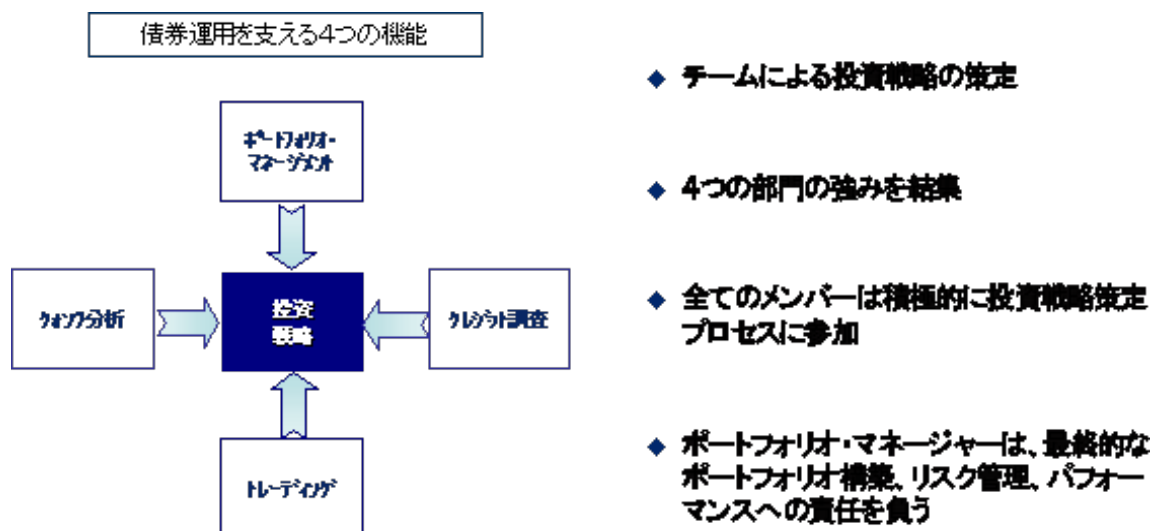
- 債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

上記は、フィデリティの主たる投資対象の運用哲学について述べたものです。

フィデリティの調査分析情報の活用

ポートフォリオの構築は、ポートフォリオ・マネージメント（運用）、クレジット調査（発行体

の信用力分析）、クォンツ分析（計量分析）、トレーディングの4つの部門の強みを結集したチーム・アプローチにより支えられています。



債券を発行する企業の信用力分析にあたっては、債券専任のアナリストが発行体企業の経営陣と直接ミーティングを行なう他、業界、競合他社に関する調査に基づき、独自の財務、キャッシュフロー分析等を行ないます。さらに、フィデリティ内の株式アナリストによる企業調査分析結果も共有され、グローバルな、資産クラスを超えての調査面での連携体制が整備されています。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則毎年4月30日、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- （注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 公社債への実質投資割合^{*}には制限を設けません。
- (b) 株式への実質的な直接投資は行ないません。株式への実質的な投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (c) 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (d) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (e) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (f) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (g) 信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (h) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (i) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (j) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (k) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (l) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (m) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

* 上記(a)から(f)における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する(a)から(f)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受

託会社に指図してはなりません。

- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンドの概要

1．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、利息等収入の確保を図ります。

投資を行なう公社債の格付けに関しては、信用リスクの低減を図るため、原則として取得時において1社以上の信用ある格付機関により長期格付A格相当以上、または短期格付A-2格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資を行ないます。なお、譲渡性預金（CD）、定期性預金についても原則として上記の格付けを満たすと判断したものに投資を行ないます。

投資を行なう公社債の残存期間は、原則として1年以内とします。なお、変動利付債については、次回利払日までの日数を残存期間とみなします。

信託財産への組入資産の平均残存日数は、原則として180日以内とします。

外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

公社債への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、株式への投資割合は投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5 % 以内とします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

< 価格変動リスク >

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

< 信用リスク >

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

< 金利変動リスク >

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

■その他の変動要因

< デリバティブ（派生商品）に関するリスク >

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

< 為替変動リスク >

為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

< クーリング・オフ >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性 >

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

< ファミリーファンド方式にかかる留意点 >

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

（２）投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用

担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

（３）販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は3.15%（税抜き 3.00%）を超えないものとします。

なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付頂いた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれかが大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額となります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に下記に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、年率0.5775％（税抜き 0.55％）以内とし、各月ごとに決定されるものとします。前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終営業日を除く最終５営業日間における短資協会が日々発表する無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じた次に挙げる率とします。

無担保コールオーバーナイト物レートの平均値	信託報酬率
1％以上の場合	年0.5775％ (税抜き 0.55％)
0.65％以上 1％未満の場合	年0.49875％ (税抜き 0.475％)
0.30％以上0.65％未満の場合	年0.21％ (税抜き 0.20％)
0.20％以上0.30％未満の場合	年0.084％ (税抜き 0.08％)
0.20％未満の場合	年0.008925％ (税抜き0.0085％)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期間終了日または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

無担保コールオーバーナイト物レートの平均値	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1 % 以上の場合	0.4305% (税抜き 0.41%)	0.1050% (税抜き 0.10%)	0.0420% (税抜き 0.04%)	0.5775% (税抜き 0.55%)
0.65% 以上 1 % 未満の場合	0.3885% (税抜き 0.37%)	0.07875% (税抜き 0.075%)	0.0315% (税抜き 0.03%)	0.49875% (税抜き 0.475%)
0.30% 以上 0.65% 未満の場合	0.1575% (税抜き 0.15%)	0.0315% (税抜き 0.03%)	0.0210% (税抜き 0.02%)	0.210% (税抜き 0.20%)
0.20% 以上 0.30% 未満の場合	0.0630% (税抜き 0.06%)	0.01575% (税抜き 0.015%)	0.00525% (税抜き 0.005%)	0.0840% (税抜き 0.08%)
0.20% 未満の場合	0.00525% (税抜き 0.005%)	0.00105% (税抜き 0.001%)	0.002625% (税抜き 0.0025%)	0.008925% (税抜き 0.0085%)

ただし、投資信託財産の純資産総額が以下の水準に達した場合には、受託会社に支払われる信託報酬率は、上記の信託報酬率のうち受託会社に適用される率の以下の割合となるものとします。ただし、受託会社への信託報酬の最低信託報酬率は年0.002625% (税抜き 0.0025%) とします。

純資産総額が300億円を超過した場合	80%
純資産総額が500億円を超過した場合	70%
純資産総額が700億円を超過した場合	60%

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
先物取引やオプション取引等に要する費用
外貨建資産の保管費用
借入金の利息、融資枠の設定に関する費用
投資信託財産に関する租税
信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期間終了日または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記～の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%（所得税7%）、2012年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2010年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

税金の内容等について、詳しくは販売会社までお問い合わせください。また、上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2010年5月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	502,279,918	100.78
小計		502,279,918	100.78
その他の資産			
預金・その他	日本	6,758,115	1.36
小計		6,758,115	1.36
負債	-	10,659,118	2.14
合計（純資産総額）		498,378,915	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド

（2010年5月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
国債証券	日本	9,798,721,100	65.80
小計		9,798,721,100	65.80
その他の資産			
預金・その他	日本	5,093,708,395	34.20
小計		5,093,708,395	34.20
負債	-	0	0.00
合計（純資産総額）		14,892,429,495	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2010年５月31日現在）

順位	種 類	銘柄名	国 名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・円 キャッシュ・マザー ファンド	日本	495,736,201	1.0132	502,279,935	1.0132	502,279,918	100.78

種類別投資比率

（2010年５月31日現在）

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.78

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド

（2010年５月31日現在）

順位	銘柄名	通 貨 地 域	種 類	数 量	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 時価金額（円）	利率（％） 償還期限	投資 比率 (%)
1	第111回 国 庫短期証券	日本・円 日本	国債証券	2,800,000,000	99.9700 2,799,230,000	99.9700 2,799,221,600	0.1123 2010/08/30	18.80
2	第95回 国 庫短期証券	日本・円 日本	国債証券	2,500,000,000	99.9800 2,499,667,500	99.9900 2,499,862,500	0.1192 2010/06/21	16.79
3	第100回 国 庫短期証券	日本・円 日本	国債証券	2,500,000,000	99.9700 2,499,480,000	99.9900 2,499,705,000	0.1195 2010/07/12	16.79
4	第93回 国 庫短期証券	日本・円 日本	国債証券	2,000,000,000	99.9800 1,999,778,000	100.0000 1,999,932,000	0.1179 2010/06/14	13.43

（参考）マザーファンドの種類別投資比率

フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド

（2010年５月31日現在）

種 類	国内 / 外国	投資比率 (%)
国債証券	国内	65.80
	小計	65.80
合計（対純資産総額比）		65.80

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2010年５月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり純資産額 （円） （分配落）	１口当たり純資産額 （円） （分配付）
１期	(2004年４月30日)	331	331	1.0000	1.0000
２期	(2005年５月２日)	365	365	0.9999	0.9999
３期	(2006年５月１日)	517	517	1.0000	1.0000
４期	(2007年５月１日)	517	517	1.0019	1.0019
５期	(2008年４月30日)	819	819	1.0045	1.0045
６期	(2009年４月30日)	587	587	1.0073	1.0073
７期	(2010年４月30日)	578	578	1.0085	1.0085
	2009年５月末日	496	-	1.0074	-
	2009年６月末日	548	-	1.0076	-
	2009年７月末日	512	-	1.0077	-
	2009年８月末日	544	-	1.0078	-
	2009年９月末日	490	-	1.0078	-
	2009年10月末日	506	-	1.0079	-
	2009年11月末日	461	-	1.0080	-
	2009年12月末日	587	-	1.0081	-
	2010年１月末日	537	-	1.0082	-
	2010年２月末日	547	-	1.0083	-
	2010年３月末日	535	-	1.0084	-
	2010年４月末日	578	-	1.0085	-
	2010年５月末日	498	-	1.0085	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	0.0
第2期	0.0
第3期	0.0
第4期	0.2
第5期	0.3
第6期	0.3
第7期	0.1

（注）収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	2,014,108,776	1,683,054,023	331,054,753
第2期	1,575,282,934	1,540,929,323	365,408,364
第3期	2,891,638,850	2,739,097,210	517,950,004
第4期	1,699,632,916	1,701,040,015	516,542,905
第5期	2,439,460,345	2,139,963,574	816,039,676
第6期	812,735,558	1,045,477,436	583,297,798
第7期	1,312,360,352	1,321,841,867	573,816,283

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

(2010年5月31日現在)

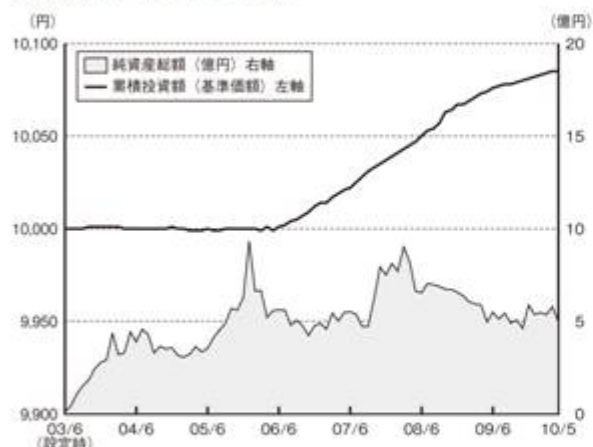
※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、表紙に記載のインターネットホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、申込手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は信託報酬控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税込み)
2006年 5月	0 円
2007年 5月	0 円
2008年 4月	0 円
2009年 4月	0 円
2010年 4月	0 円
設定来累計	0 円

基準価額	10,085円
------	---------

純資産総額	5.0億円
-------	-------

主要な資産の状況（マザーファンド）

—— 資産別組入状況 ——

債券	65.8%
C P	—
C D	—
現金・その他	34.2%

—— 組入資産格付内訳 ——

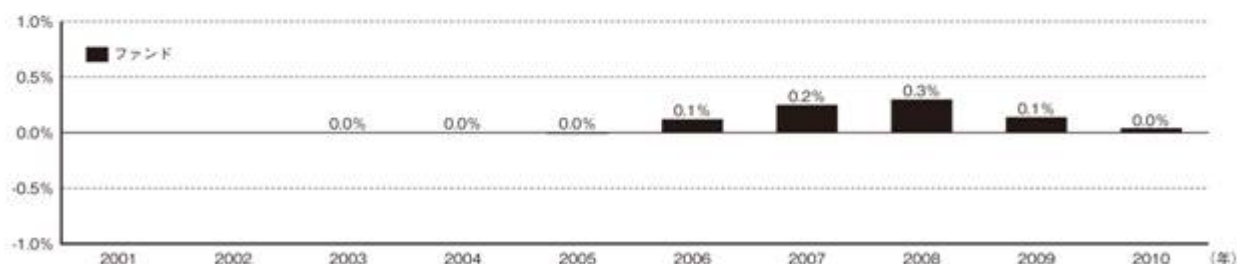
長期債券格付	AAA/Aaa	—
	AA/Aa	65.8%
	A	—
短期債券格付	A-1/P-1	—
	A-2/P-2	—
現金・その他		34.2%

※格付は、S & PもしくはMoody'sによる格付を採用し、S & Pの格付を優先して採用しています。（「プラス/マイナス」の符号は省略しています。）なお、両社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。

—— 組入上位10銘柄 ——

	銘柄名	種類	格付	比率
1	第111回 国庫短期証券 2010/08/30	債券	AA/Aa	18.8%
2	第95回 国庫短期証券 2010/06/21	債券	AA/Aa	16.8%
3	第100回 国庫短期証券 2010/07/12	債券	AA/Aa	16.8%
4	第93回 国庫短期証券 2010/06/14	債券	AA/Aa	13.4%
5	—	—	—	—
6	—	—	—	—
7	—	—	—	—
8	—	—	—	—
9	—	—	—	—
10	—	—	—	—

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

※ファンドの収益率は、収益分配金(税込み)を再投資したものとみなして算出しています。

※2003年は当初設定日（2003年6月30日）以降2003年末の実績、2010年は1月以降5月末の実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時まで一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

解約価額（基準価額）は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

公社債等：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は原則として毎年5月1日から翌年4月30日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回った場合もしくは下回ることが明らかとなった場合または信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られた

る受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、投資信託約款の変更は行なわないこととします。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「(b) 投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

- 1．支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2．手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3．投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- 4．受託会社が投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
- 5．その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して 5 営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して 5 営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または投資信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 (a)信託の終了」または「同 (b)投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第6期計算期間（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）については改正前の、第7期計算期間（平成21年5月1日から平成22年4月30日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）、および第7期計算期間（平成21年5月1日から平成22年4月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 6 期計算期間 平成21年 4 月30日現在	第 7 期計算期間 平成22年 4 月30日現在
資産の部		
流動資産		
預金	12,597,081	12,819,087
親投資信託受益証券	587,549,647	578,694,272
流動資産合計	600,146,728	591,513,359
資産合計	600,146,728	591,513,359
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,348,483	12,796,126
未払受託者報酬	28,306	6,739
未払委託者報酬	220,292	16,222
流動負債合計	12,597,081	12,819,087
負債合計	12,597,081	12,819,087
純資産の部		
元本等		
元本	583,297,798	573,816,283
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,251,849	4,877,989
（分配準備積立金）	1,886,773	791,543
元本等合計	587,549,647	578,694,272
純資産合計	587,549,647	578,694,272
負債純資産合計	600,146,728	591,513,359

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期計算期間 自 平成20年 5 月 1 日 至 平成21年 4 月30日	第 7 期計算期間 自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日
営業収益		
受取利息	18,559	4,904
有価証券売買等損益	2,817,207	662,481
営業収益合計	2,835,766	667,385
営業費用		
受託者報酬	102,499	13,638
委託者報酬	888,329	32,829
営業費用合計	990,828	46,467
営業利益又は営業損失（ ）	1,844,938	620,918
経常利益又は経常損失（ ）	1,844,938	620,918
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,844,938	620,918
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	941,108	371,084
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,681,063	4,251,849
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,795,685	10,409,206
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,795,685	10,409,206
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,128,729	10,032,900
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,128,729	10,032,900
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,251,849	4,877,989

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第 6 期計算期間 自 平成20年 5 月 1 日 至 平成21年 4 月30日	第 7 期計算期間 自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 6 期計算期間 平成21年 4 月30日現在	第 7 期計算期間 平成22年 4 月30日現在
1．元本の推移		
期首元本額	816,039,676 円	583,297,798 円
期中追加設定元本額	812,735,558 円	1,312,360,352 円
期中一部解約元本額	1,045,477,436 円	1,321,841,867 円
2．計算期間末日における受益権の総数	583,297,798 口	573,816,283 口
3．計算期間末日における 1 口当たり純資産額	1.0073 円	1.0085 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 6 期計算期間 自 平成20年 5 月 1 日 至 平成21年 4 月30日	第 7 期計算期間 自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.15%以内の額	1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,491,473円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,534,544円）及び分配準備積立金（395,300円）より分配対象収益は5,421,317円（1 口当たり0.009294円）であります。分配は行っておりません。	2．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（644,734円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,334,003円）及び分配準備積立金（146,809円）より分配対象収益は6,125,546円（1 口当たり0.010675円）であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	第 7 計算期間 自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記および附属明細表に記載しております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 7 計算期間 平成22年 4 月30日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第 6 期計算期間（平成21年 4 月30日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	587,549,647	1,556,732
合 計	587,549,647	1,556,732

第 7 期計算期間（平成22年 4 月30日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	338,900
合 計	338,900

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（ 4 ）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通 貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・円キャッ シュ・マザーファンド	571,155,026	578,694,272	-
	合 計		571,155,026	578,694,272	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成21年 4 月30日現在	平成22年4月30日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	9,225,923,562	5,449,180,913
金銭信託	-	209,405
国債証券	11,498,386,000	7,798,889,500
流動資産合計	20,724,309,562	13,248,279,818
資産合計	20,724,309,562	13,248,279,818
純資産の部		
元本等		
元本	20,481,151,363	13,075,923,061
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	243,158,199	172,356,757
元本等合計	20,724,309,562	13,248,279,818
純資産合計	20,724,309,562	13,248,279,818
負債純資産合計	20,724,309,562	13,248,279,818

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	自 平成20年 5 月 1 日 至 平成21年 4 月30日	自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	平成21年 4 月30日現在	平成22年 4 月30日現在
1．元本の推移		
期首元本額	26,456,242,780 円	20,481,151,363 円
期中追加設定元本額	178,222,157,958 円	106,496,213,688 円
期中一部解約元本額	184,197,249,375 円	113,901,441,990 円
2．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・円キャッシュ・ファンド（適格機関投資家専用）	19,900,511,332 円	12,504,768,035 円
フィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンド	580,640,031 円	571,155,026 円
計	20,481,151,363 円	13,075,923,061 円
3．計算期間末日における受益権の総数	20,481,151,363 口	13,075,923,061 口
4．計算期間末日における 1 口当たり純資産額	1.0119 円	1.0132 円

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記および附属明細表に記載しております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	平成22年 4 月30日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

（平成21年 4 月30日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	11,498,386,000	5,805,000
合 計	11,498,386,000	5,805,000

（平成22年4月30日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	1,181,000
合 計	1,181,000

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
日本・円	第100回 国庫短期証券	2,500,000,000	2,499,480,000	-
	第89回 国庫短期証券	800,000,000	799,964,000	-
	第93回 国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,778,000	-
	第95回 国庫短期証券	2,500,000,000	2,499,667,500	-
日本・円 小計		7,800,000,000	7,798,889,500	
国債証券 合 計			7,798,889,500	
合 計			7,798,889,500	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2010年5月31日現在）

種 類	金 額	単 位
資産総額	509,038,033	円
負債総額	10,659,118	円
純資産総額（ - ）	498,378,915	円
発行済数量	494,181,633	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0085	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド

（2010年5月31日現在）

種 類	金 額	単 位
資産総額	14,892,429,495	円
負債総額	0	円
純資産総額（ - ）	14,892,429,495	円
発行済数量	14,697,899,518	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0132	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払

い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

（2010年5月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間ににおける資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について

適切に運用されているかを管理しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2010年5月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託127本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,297,836,701,061円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規則に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
現金・預金	457,408	872,753
前払費用	196,449	141,517
未収委託者報酬	3,351,037	4,090,233
未収収益	662,964	787,091
未収入金	*1 894,622	673,820
立替金	222,426	220,192
繰延税金資産	935,773	1,283,769
短期貸付金	*1 9,270,000	8,420,000
未収還付法人税等	197,489	-
未収還付消費税等	228,772	-
流 動 資 産 合 計	16,416,944	16,489,378
固 定 資 産		
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	3,471	4,527
長期差入保証金	874,052	645,332
会員預託金	26,430	1,230
繰延税金資産	1,922,556	-
投資その他の資産合計	2,826,510	651,089
固 定 資 産 合 計	2,833,998	658,576
資 産 合 計	19,250,942	17,147,955

	第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	33,911	14,864
未払金	*1	
未払手数料	1,415,082	1,760,269
その他未払金	502,939	706,803
未払費用	1,210,915	1,256,306
未払法人税等	-	14,171
未払消費税等	-	43,012
賞与引当金	1,626,866	2,332,442
流動負債合計	4,789,715	6,127,869
固定負債		
長期賞与引当金	1,135,406	406,643
退職給付引当金	3,581,242	4,062,501
固定負債合計	4,716,648	4,469,144
負債合計	9,506,364	10,597,014
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,744,868	5,550,487
利益剰余金合計	8,744,868	5,550,487
株主資本合計	9,744,868	6,550,487
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	289	453
評価・換算差額等合計	289	453
純資産合計	9,744,578	6,550,941
負債純資産合計	19,250,942	17,147,955

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
営業収益		
委託者報酬	20,065,182	18,822,873
その他営業収益	6,472,679	4,395,223
営業収益計	26,537,861	23,218,096
営業費用		
支払手数料	8,760,856	8,357,908
広告宣伝費	414,173	744,550
公告料	864	780
受益証券発行費	1,837	526
調査費		
調査費	666,611	461,807
委託調査費	2,667,561	2,267,889
営業雑経費		
通信費	45,146	31,491
印刷費	181,167	107,855
協会費	27,746	21,625
諸会費	2,569	5,639
営業費用計	12,768,533	12,000,072
一般管理費		
給料		
役員報酬	424,304	353,613
給料・手当	3,705,312	3,247,899
賞与	801,174	3,009,997
福利厚生費	1,099,112	1,131,276
交際費	23,400	82,041
旅費交通費	186,651	152,312
租税公課	58,534	35,805
弁護士報酬	41,810	4,064
不動産賃借料・共益費	654,698	557,066
支払ロイヤリティ	345,440	58,245
退職給付費用	209,286	763,484
消耗器具備品費	67,201	65,723
事務委託費	4,076,521	3,037,657
諸経費	440,388	293,108
一般管理費計	12,133,838	12,792,296
営業利益（ 営業損失）	1,635,490	1,574,275
営業外収益	*1	
受取利息	136,208	84,143
保険配当金	12,678	13,381
為替差益	5,421	-
雑益	1,290	14,107
営業外収益計	155,599	111,633

	第23期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
営業外費用		
寄付金	5,315	-
為替差損	-	33,219
雑損	94,376	-
営業外費用計	99,691	33,219
経常利益（ 経常損失）	1,691,397	1,495,861
特別利益		
投資有価証券売却益	4	-
退職給付引当金戻入益	383,190	-
賞与引当金戻入益	418,216	-
特別利益計	801,411	-
特別損失		
特別退職金	570,633	22,027
事務過誤損失	4,155	1,571
投資有価証券売却損	-	98,200
特別損失計	574,789	121,798
税引前当期純利益		
（ 税引前当期純損失）	1,918,019	1,617,660
法人税、住民税及び事業税	43,925	2,471
法人税等調整額	1,249,147	1,574,249
法人税等合計	1,293,072	1,576,720
当期純利益（ 当期純損失）	624,946	3,194,381

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第23期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,119,921	8,744,868
当期変動額		
純利益（ 純損失）	624,946	3,194,381
当期変動額合計	624,946	3,194,381
当期末残高	8,744,868	5,550,487
株主資本合計		
前期末残高	9,119,921	9,744,868
当期変動額		
純利益（ 純損失）	624,946	3,194,381
当期変動額合計	624,946	3,194,381
当期末残高	9,744,868	6,550,487
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3	289
当期変動額		
株主資本以外の項目の当		
期変動額（純額）	286	743
当期変動額合計	286	743
当期末残高	289	453
純資産合計		
前期末残高	9,119,918	9,744,578
当期変動額		
純利益（ 純損失）	624,946	3,194,381
株主資本以外の項目の当		
期変動額（純額）	286	743
当期変動額合計	624,660	3,193,640
当期末残高	9,744,578	6,550,941

重要な会計方針

項目	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価 法（評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法によっております。） 時価のないもの 総平均法による原価法	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の債 権については個別に回収可能性を検 討し、回収不能見込額を計上してお ります。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、 当事業年度末における退職給付債務 の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生 時の従業員の平均残存勤務期間以内 の年数（10年）による按分額を定額 法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、発生 年度に全額費用処理しております。 (3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する賞与 の支払に充てるため、支払見込額を計 上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 （平成21年3月31日現在）	第24期 （平成22年3月31日現在）												
*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>未収入金</td><td>660,620千円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金</td><td>9,270,000千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>79,371千円</td></tr> </table>	未収入金	660,620千円	短期貸付金	9,270,000千円	未払金	79,371千円	*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>未収入金</td><td>361,536千円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金</td><td>8,420,000千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>282,829千円</td></tr> </table>	未収入金	361,536千円	短期貸付金	8,420,000千円	未払金	282,829千円
未収入金	660,620千円												
短期貸付金	9,270,000千円												
未払金	79,371千円												
未収入金	361,536千円												
短期貸付金	8,420,000千円												
未払金	282,829千円												

（損益計算書関係）

第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が136,208千円含まれております	*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が84,143千円含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度により、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）．金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）．金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）．金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	872,753	872,753	-
(2)未収委託者報酬	4,090,233	4,090,233	-
(3)短期貸付金	8,420,000	8,420,000	-
資産計	13,382,986	13,382,986	-
(4)未払手数料	1,760,269	1,760,269	-
負債計	1,760,269	1,760,269	-

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（１）～（３）現金及び預金、未収委託者報酬、短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）未払手数料

これらはほとんど短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第23期（平成21年3月31日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,000	1,710	289
小計	2,000	1,710	289
合計	2,000	1,710	289

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
104	4	-

第24期（平成22年3月31日現在）

１．その他有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,000	2,765	765
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	3,761	4,527	765
合計	3,761	4,527	765

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
1,901,800	-	98,200

（デリバティブ取引関係）

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期 （平成21年3月31日現在）	第24期 （平成22年3月31日現在）																																				
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>3,551,310千円</td></tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td><td>3,551,310千円</td></tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td><td>29,932千円</td></tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td><td>3,581,242千円</td></tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td><td>3,581,242千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	3,551,310千円	(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円	(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円	(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円	(5) 退職給付引当金	3,581,242千円	1．採用している退職給付制度の概要 同左 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>4,027,690千円</td></tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td><td>4,027,690千円</td></tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td><td>34,811千円</td></tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td><td>4,062,501千円</td></tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td><td>4,062,501千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,027,690千円	(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円	(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円	(5) 退職給付引当金	4,062,501千円																
(1) 退職給付債務	3,551,310千円																																				
(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円																																				
(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円																																				
(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円																																				
(5) 退職給付引当金	3,581,242千円																																				
(1) 退職給付債務	4,027,690千円																																				
(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円																																				
(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円																																				
(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円																																				
(5) 退職給付引当金	4,062,501千円																																				
3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>255,065千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>26,951千円</td></tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>21,321千円</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>16,202千円</td></tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td><td>244,493千円</td></tr> </table> （注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.8%</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	(1) 勤務費用	255,065千円	(2) 利息費用	26,951千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	244,493千円	(1) 割引率	1.8%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>605,150千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>19,974千円</td></tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>86,371千円</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>4,879千円</td></tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td><td>716,374千円</td></tr> </table> （注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.6%</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	(1) 勤務費用	605,150千円	(2) 利息費用	19,974千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	716,374千円	(1) 割引率	1.6%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 勤務費用	255,065千円																																				
(2) 利息費用	26,951千円																																				
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円																																				
(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円																																				
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																				
(6) 退職給付費用の額	244,493千円																																				
(1) 割引率	1.8%																																				
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																				
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																				
(1) 勤務費用	605,150千円																																				
(2) 利息費用	19,974千円																																				
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円																																				
(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円																																				
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																				
(6) 退職給付費用の額	716,374千円																																				
(1) 割引率	1.6%																																				
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																				
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																				

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,487,074千円	1,653,031千円
賞与引当金	1,114,005千円	1,000,711千円
未払費用否認	231,199千円	458,688千円
繰越欠損金	-	585,286千円
その他	373,819千円	12,804千円
繰延税金資産小計	3,206,099千円	3,710,523千円
評価性引当額	347,768千円	2,426,754千円
繰延税金資産合計	2,858,330千円	1,283,769千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率 40.69%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 6.44%	
評価性引当額 18.13%	
過年度法人税等 2.21%	
その他 0.05%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 67.42%	

（関連当事者との取引）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,194	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 308,425	未収入金	千円 160,351
								共通発生経費受取額（注2）	5,188		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,130,123	未払金	56,191
								共通発生経費負担額（注2）	733,585		
								金銭の貸付（注3）	570,000	短期貸付金	9,270,000
								利息の受取（注3）	136,208	未収入金	29,879
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任1名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	603,931	未払金	23,433
								連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	436,083

（２）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,214,042	未払金	千円 120,576

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注２）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注３）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	FIL リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,194	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	金銭の貸付（注3）	千円 850,000	短期貸付金	千円 8,420,000
								利息の受取（注3）	84,143	未収入金	18,902
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任1名	当社事業活動の管理等	連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	246,491

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 977,263	未払金	千円 121,196

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（１株当たり情報）

第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日
1株当たり純資産額 487,228円92銭 1株当たり当期純利益 31,247円32銭	1株当たり純資産額 327,547円06銭 1株当たり当期純損失 159,719円06銭
（注） 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 624,946千円 普通株式に係る当期純利益 624,946千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません 普通株式の期中平均株式数 20,000株	（注） 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2．1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純損失 3,194,381千円 普通株式に係る当期純損失 3,194,381千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません 普通株式の期中平均株式数 20,000株

（重要な後発事象）

第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名 称	資本金の額 (2010年 3 月末日現在)	事業の内容
受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	フィデリティ証券株式会社	4,507百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
運用の委託先	FIL・インベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド	223,000,000香港ドル (約2,535百万円) * 1 香港ドル11.37円で換算 (2010年 6 月末日現在)	主として香港においてファンドの運用、調査、販売業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(3) 運用の委託先：

運用の委託先	名称
FIL・インベストメント・ マネジメント（香港）・リミテッド （所在地：香港）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2009年7月30日	有価証券報告書
2009年7月30日	有価証券届出書
2010年1月29日	半期報告書
2010年1月29日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンドの平成20年5月1日から平成21年4月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンドの平成21年4月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月9日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンドの平成21年5月1日から平成22年4月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンドの平成22年4月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月28日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 梅 木 典 子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。